

# 聖籠町「障がい」ひらがな表記取扱指針

平成22年11月15日

## 1 趣旨

- (1) 従来用いられてきた「障害」の「害」という漢字について、その否定的なイメージから、「差別感」や「不快感」を多くの障がい者が持っていることに配慮するとともに、障がい者の人権をより尊重するという観点から、「障がい」とひらがな表記を行う。
- (2) ひらがな表記への変更により、ノーマライゼーション社会の実現に向け、町民の意識醸成にもつながることが期待できる。
- (3) 町は、表記を改めるだけでなく、これからも様々な広報啓発活動を行うことにより、障がいへの理解を深める。

ノーマライゼーション=障がい者など社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方、方法(「聖籠町障害者計画・障害福祉計画」より)

## 2 ひらがな表記の実施

### (1) 実施内容

町が作成する公文書、啓発資料等において、従来「障害者」「障害」と表記していたものについて、前後の文脈から人や人の状態を表す場合は、原則的に「障がい者」「障がい」と表記する。

### (2) 実施上の留意点等

本指針は誤りを正すという趣旨のものではなく、障がいへの理解を促す啓発を趣旨としていることから、実施日に表記変更が困難なものについては、条件が整い次第速やかに表記を更新することとする。

実施日以降に配布する印刷物等において、既に印刷が終わっているものについては、刷り直しをせずに使用し、改正時や増刷時に表記を更新する。

既設の施設における設備表示等に「障害」が用いられている場合も、直ちに修繕等による変更を要するわけではなく、条件が整い次第順次表記を更新していくものとする。

町がひらがな表記を使用するに当たり、町民、関係機関・団体等に対し、協力を推進したとしても、同様の対応を強要するものではなく、表記については、各々の自主的判断とする。

( 3 ) 当面の対応

対象文書及び対象外文書

種別	表記変更	表記変更の対象又は対象外の理由
条例、規則等の例規、予算書等	対象外	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 現在、法令が常用漢字表にある漢字を用いており、条例、規則等における漢字使用についても、「障害」の「害」に漢字を用いる取り扱いとされる事例が多いこと。</li><li>・ ひらがな表記とした場合、法令用語の引用等により変更できない「障害」とひらがなの「障がい」が条例、規則等の上に混在し、かえって読みにくく、わかりにくいものになること。</li><li>・ 条例、規則等の改正については、国の障がい者制度改革推進本部において行われる、法令等における「障害」の表記の在り方に関する検討結果を見極めた上で行う必要があること。</li></ul>
公文書	対象	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 障がい者に対する通知、案内文等のほか、内部文書も含む。</li><li>・ 既存の計画書等の表記については、今後改定を行う際に合わせて表記変更する。</li></ul>
広報資料・ 広報紙	対象	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 町広報紙に情報等を掲載依頼する関係機関・団体等に対してはひらがな表記について理解を求めるが、表記使用に当たっては、自主判断に委ねる。</li></ul>
啓発資料	対象	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 全て</li></ul>
会議資料等	対象	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 全て</li></ul>
ホームページ	対象	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 全て</li></ul>

## 対象外とする用語

上記において対象となる文書においても、次の項目は対象外とする。

項 目	除外例
法令（法律・政令・省令・告示） 条例、規則・告示等の名称	障害者自立支援法・身体障害者福祉法施行令・聖籠町重度心身障害者医療費助成に関する条例・聖籠町知的障害者福祉法施行細則 ほか
法令、条例等で規定されている用語の名称	身体障害者手帳・障害者相談支援事業・障害程度区分・障害福祉サービス・障害者基礎年金 ほか
法令、条例等で規定されている制度・事業等の名称	障害者相談支援事業・重度心身障害者医療費助成事業 ほか
関係団体・施設等の固有名 称	新発田身体障害者更生相談所・新潟県聴覚障害者協会・新潟県障害者スポーツ協会 ほか
人や人の状態を表さないもの	障害物・交通上の障害・業務遂行上の障害 ほか
医療用語等専門用語、その他適当でないもの	肝機能障害（医療用語） ほか

### （４）表記適否判断の参考例

「身体障害」、「知的障害」、「精神障害」は各々身体障害者福祉法・知的障害者福祉法・精神保健福祉法による法令用語であるが、一般用語としても定着しているので、一般的に使用する場合にはひらがな表記とする。

「視覚障害」、「聴覚障害」、「内部障害」は、身体障害者福祉法による法令用語であるが、一般用語としても定着しているので、一般的に使用する場合にはひらがな表記とする。（「身体障がい」や「知的障がい」と同レベルで周知の用語であるため）

身体障害者福祉法による「平衡機能障害」、「音声機能障害・言語機能障害」、「そしゃく機能障害」、「運動機能障害」、「心臓機能障害」、「じん臓機能障害」、「呼吸器機能障害」、「ぼうこう機能障害・直腸機能障害」、「小腸機能障害」及び「免疫機能障害」は、専門用語等であり、漢字表記とする。

これらの総称である「内部障害」は、一般的に使用する場合にはひらがな表記とするため、取り扱いに注意を要する。

「情緒障害」は、児童福祉法による法令用語であるが、一般用語として定着しているので、一般的に使用する場合にはひらがな表記とする。

「重度心身障害」は、児童福祉法による法令用語であり、重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複する状態を表す福祉施策上の特別な概念であり、専門用語でもあ

ることから漢字表記とする。

「発達障害」、「学習障害」、「注意欠陥・多動性障害」は発達障害者支援法による法令用語であり、一般的に使用する場合であっても、漢字表記とする。

発達障害者支援法は平成 17 年 4 月施行であり、一般用語として定着しているとは言い難いため。

「高次脳機能障害」は専門用語であり、漢字表記とする。

#### ( 5 ) 実施体制

保健福祉課が主導し、各機関を含む全庁の協力により実施するものとし、表記適否の判断について実施上の照会等に対応するものとする。

### 3 実施時期

平成 22 年 12 月 1 日